

丹沢大山自然再生委員会 県民事業専門部会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹沢大山自然再生委員会設置要綱（以下「委員会要綱」という。）第4条第8号の規定に基づく、県民事業専門部会（以下「県民部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この設置要綱において「自然再生事業」とは、委員会要綱第3条の規定による。

(所掌事項)

第3条 県民部会の所掌事項は、委員会要綱第4条のうち、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然再生事業の広報、普及、啓発に関すること
- (2) 県民参加による自然再生事業の推進に関すること
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(部会長及び副部会長)

第4条 委員会要綱第13条第2項に規定する専門部会長（以下「部会長」という。）、副部会長の任期は2年とする。ただし、2年を経過して最初の委員会までを、任期とすることができる。

2 委員会要綱第13条第3項に規定する部会長及び副部会長の選出については、任期前の直近の部会において部会員の互選により選出し、委員会に報告する。

(専門部会員)

第5条 委員会要綱第13条第1項に規定する専門部会員（以下「部会員」という。）の指名は、次の各号のいずれかの基準により行う。

- (1) 自然環境の保全・再生に関する広報、普及、啓発、県民参加による活動等について、豊富な経験や専門的知識を有すること
- (2) 自然環境等に関し専門的知識を有すること

(入会等)

第6条 県民部会の取組に賛同し、前条に規定する基準を有する者が入会を希望する場合、委員会要綱第24条に規定する事務局に書面をもって連絡し、部会長の承認を得たうえ、部会員となることができる。

2 県民部会の取組の推進にあたって、部会員以外の者へ意見聴取することが必要であると部会長が判断した場合、県民部会への出席を要請することができる。

(退会)

第7条 委員会要綱第13条第1項及び前条第1項に規定する部会員が退会する場合、委員会要綱第24条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

(普及啓発検討チーム)

第8条 県民部会の円滑な運営にあたって、個別に具体的な検討及び調整を行うことが必要であると判断される場合、部会長は普及啓発検討チームを置くことができる。

2 前項の所掌事項等は、部会長が別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に規定するもののほか、県民部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。